

# 農業機械士養成研修前期課程実施要領

## 1 農業機械研修の種類及び内容

農耕用大型特殊自動車免許、農耕用けん引自動車免許を取得するための技能講習。

## 2 研修の申込み

(1) 受講申込受付期間 4月6日(火)～12日(月)

(2) 受講希望者は、推薦を依頼する農林振興センター、市町村、JA等の関係機関へ受講申込書(様式第1号)を提出し、依頼を受けた関係機関は上記受付期間内にFAX等で受講申込書を当センターへ提出してください。

調整・連絡の都合上、個人や営農団体・組織からの直接の申込はご遠慮ください。

(3) 申込者数が定員を上回った場合、県と協議のうえ受講者を決定し、受講者の推薦を行った関係機関に連絡します。

(4) 受講者決定後、関係機関は受講開始日の1か月前までに、受講申込書、推薦書(様式第2号)及び添付書類(受講申込書下欄に記載)を当センターへ提出してください。

\* 作業機を装着した農耕トラクタの公道走行に関し、道路運送車両法に基づく保安基準の見直しが行われたことに伴い、農耕用大型特殊自動車免許取得のため、受講希望者の大幅な増加が見込まれます。

受講申込み、受講者の推薦に当たっては以下のとおり、ご協力願います。

- ・多数の方の受講を希望される組織については、年次計画を立てて複数年での受講へのご協力をお願いします。申込者多数の組織は、当方で受講者数を調整させていただきます。
- ・自動車学校での大型特殊自動車免許(限定なし)取得についてもご検討ください。

## 3 研修修了者

農業機械士養成研修受講者のうち、研修の総時間数の5分の4に相当する時間以上出席し、かつ成績が良好であるものを修了者とみなします。

## 4 その他

### (1) 携行品

筆記用具、作業服、雨具、運転免許証、及び研修内容、受講者の個別事情等により必要なもの。

### (2) 連絡先

(公社)富山県農林水産公社 スマート農業普及センター

〒939-2707 富山市婦中町東本郷101

TEL (076) 465-4424

FAX (076) 465-5481